

## 大館市水道事業等工事検査実施要領

### (目的)

第1 この要領は、大館市水道事業等工事検査規程（平成20年管理規程第13号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、工事の検査と工事成績評定を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (検査の要領)

第2 検査は、原則として実測によるものとし、秋田県が定める「工事検査の基準」により行うものとする。

### (その他管理者が命ずる検査員)

第3 規程第5条第1項第3号で規定する検査員（以下、「三号検査員」という。）は、建設部に所属する企業職員のうち、係長の職にある者とする。

### (検査の区分)

第4 規程第5条に規定する検査員の検査を行う区分は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。

- 一 1件の契約額が200万円を超える検査については、規程第5条第1項第1号で規定する検査員（以下「一号検査員」という。）又は規程第5条第1項第2号で規定する検査員（以下、「二号検査員」という。）が行う。
- 二 1件の契約額が200万円以下の検査については、一号検査員又は三号検査員が行う。
- 三 総務部契約検査課で入札を執行した工事の検査については、前2号の区分にかかわらず二号検査員が行う。ただし、二号検査員に対し検査業務が一時に集中し、検査を速やかに行うことができないときは、契約検査課長（以下「検査担当課長」という。）は工事担当課長と協議のうえ、第1号に該当する工事の検査にあつては一号検査員に、第2号に該当するものにあつては一号検査員又は三号検査員に検査を行わせることができるものとする。

### (検査の時期及び依頼)

第5 工事担当課長は、一号検査員または二号検査員の検査を要する工事について、規程第6条に規定する検査の時期において、完成確認のうえ遅滞なく、工事検査執行依頼書（様式第1号）を検査担当課長に提出するものとする。

- 2 中間検査で、一号検査員または二号検査員に検査依頼する場合は、様式第1号により行うものとする。
- 3 中間検査は、完成後では出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事又は完成後では手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施する。ただし、監督職員が実施する段階確認をもってこれに変えることができる。
- 4 検査担当課長は、第1項の工事検査執行依頼書を受領したときは、工事検査執行書（様式第2号）により通知するものとする。

### (関係者)

第6 規程第7条第1項の「工事の施工に係る関係者」とは、次の者をいう。

- 一 工事責任者及び現場担当責任者
- 二 工事監督職員

(検査に対する準備)

第7 規程第7条第2項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは、別表第1に掲げるものをいう。

(検査後の措置)

第8 検査担当課長は、規程第8条の規定における改善を要する事項については、軽易なものを除き工事担当課長と協議するものとし、その結果に基づき指示書(様式第3号)により指示するものとする。指示を受けた工事担当課長は必要な措置を講ずるものとする。

2 検査員は、手直しに要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前項の取扱いによらず、検査の際に口頭で指示できるものとする。

3 工事担当課長は、第1項による手直し工事の完成を確認したときは、手直し工事完了報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(検査報告書等)

第9 規程第8条に規定する検査報告書等の様式は次のとおりとする。

一 工事検査報告書 様式第5号

二 工事検査結果通知書 様式第6号

三 破壊検査理由通知書 様式第7号

(工事成績評定)

第10 工事成績評定については、大館市工事成績評定要領を準用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する